

愛媛大学先進超高圧科学研究拠点運営委員会規程

平成25年6月12日
規則第 91号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学先進超高圧科学研究拠点規則（以下「拠点規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、愛媛大学先進超高圧科学研究拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、愛媛大学地球深部ダイナミクス研究センター長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 愛媛大学先進超高圧科学研究拠点の運営に関する事項
- (2) 共同利用・共同研究の計画及び実施に関する事項
- (3) 共同利用・共同研究の点検及び評価に関する事項
- (4) その他共同利用・共同研究に関する事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 拠点長
 - (2) 副拠点長（副拠点長を置く場合に限る。）
 - (3) 拠点規則第4条第1項第2号アに定める拠点員 若干人
 - (4) 理工学研究科の専任教員 若干人
 - (5) 愛媛大学先端研究・学術推進機構教育研究高度化支援室（以下「高度化支援室」という。）の職員 若干人
 - (6) 学外の学識経験者 若干人
- 2 前項第6号の委員の数は、運営委員会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 3 前項第3号の委員は拠点長、同項第4号の委員は理工学研究科長、同項第5号の委員は高度化支援室長がそれぞれ推薦し、学長が任命する。
- 4 第1項第6号の委員は、国立大学法人愛媛大学役員会が推薦し、学長が任命する。
- 5 第1項第3号から第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員（代理者を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くこ

とができる。

(専門部会)

第7条 運営委員会は、専門的事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、運営委員会が定める。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年6月12日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第4項の規程にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。